

(様式1)

第4期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会(全体会)	回	第2回
日時	2014年 7月16日(火)	13時30分 ~	15時30分
会場	中野区役所7階 第10委員会室		
検討内容			
①中野区の人事異動の報告(7月16日付) ○転出 永田前健康福祉部副参事(障害福祉担当)……子ども教育部副参事(子育て支援担当)へ ○転入 岩浅健康福祉部副参事(障害福祉担当)……経営室副参事(行政監理担当)から			
②委員出席状況報告			
1 会長あいさつ 最近の国の動きとして、病床転換型居住施設について当事者含め多くの議論がなされている。これは障害者権利条約に関連した動きとして捉える必要がある。障害のある人たちの人権を考える時、障害のない人たちと平等であるということが基本となるべきである。			
○機委員あいさつ(第1回欠席のため)			
2 相談支援機関会議報告(事務局) 第1回(4月30日開催) ケース事例は31件。医療的管理が必要な知的障害者を受け入れられる施設が少ない事などの課題が取り上げられた。また、つむぎにおいて4月より発達障害と高次脳機能障害の専門相談が開始されたことが報告された。 第2回(5月28日開催) ケース事例は34件。ケアマネージャーからの介護保険の上乗せ相談についての事例報告などがあつた。本人、ケアマネージャーに介護保険制度と障害のサービスの制度の違いを理解してもらう必要がある等の課題が取り上げられた。 第3回(6月25日開催) ケース事例は27件。精神障害者の退院促進等について、退院促進の基盤整備が必要。保健師が退院促進のキーパーソンになる。			
＜意見交換要旨＞			
・ 前回、委員より部会の組織体について検討していくべきとの意見が出ていたが、相談支援機関会議と個別ケア会議について説明してほしい。			
→(事務局)個別ケア会議は、個別のケースについて支援の関係機関が集まって検討する場である。相談支援機関会議は、個別ケア会議の中から地域課題等があるものをピックアップして話し合う場である。			
・ 上乗せケースについて、介護保険と障害福祉サービスとの関係はどうなっているのか。			
→ 上乗せケースは、区内20名程。障害のサービスから介護保険へ移行した方。介護時間が長時間に及ぶなどの理由で、介護保険でサービスの必要量を賄いきれない場合に障害福祉サービスを上乗せできる場合がある。			
・ 基幹型相談支援センターの位置付けを知りたい。			
→(事務局)基幹型相談支援センターは区の障害福祉分野の中に置く。地域移行や地域定着への			

(様式1)

支援、虐待防止センター機能、相談支援機関への専門的な助言指導・人材育成といった取り組みを行う。

3 各部会報告（各部長より報告）

(1) 相談支援部会 第1回（6月25日）

今年度の検討テーマについて意見交換を行った。相談支援体制、地域移行支援、緊急一時保護、医療ケアのある方の支援などについて意見が出された。その中で、計画相談について多くの意見が寄せられ、計画相談についての勉強会を検討することとなった。また、相談支援事業所紹介パンフレットの完成、事例検討を行うかどうか、といった事について明日の部会で方向性を決める。

（事務局補足説明）

- ・ 精神障害で区外通所施設利用者は約 220 名。区外事業所を希望された方含む。
- ・ 緊急一時保護の利用について、レスパイト等の場合2カ月前から予約の受け付けをしている。保護者の急な入院等の際にはレスパイトの方の調整を行い保護している。年に数件あるが、緊急時に保護できなかったことはない。
- ・ 防災マニュアルについて、障害者支援施設が利用できるマニュアルを昨年作成し、各法人宛に送付している。

<意見交換要旨>

- ・ 障害のサービスを利用するためには、申請し計画作成をしないと給付が受けられない。自分でできない場合は相談支援事業所に計画作成してもらうことになる。こういった事を含めて相談支援事業所について当事者、区民に知ってもらう広報が必要である。
 - ・ 区内の訪問看護ステーション数及び精神障害者に対応している事業所の数を知りたい。
- （星井委員）区内の訪問看護ステーションの登録数は14か所。また区内に精神障害者の専門の訪問看護はないとの説明があった。診療所が行っている訪問看護は含まれていない。
- ・ 計画相談の進捗状況は。
- （事務局）7月時点で290件程作成している。対象者は約1500名。
- ・ 介護人派遣事業は現在も使えるのか。
- （事務局）緊急時一時的に、登録した介護人が対応する「在宅障害者児緊急一時保護」事業を実施している。利用者が介護人を指定しておくものだが、マッチングする介護人がいるか等の課題がある。

(2) 地域生活支援部会 第1回（6月10日）

今年度の検討テーマについて意見交換を行った。大家さん向けセミナーを10月に開催予定。3部会合同セミナー「ともに暮らすはじめの一步」の4回目を1月に開催予定。また、緊急時利用可能事業所調査資料の周知方法の検討も行っていく。

<意見交換要旨>

- ・ グループホーム不足が取り上げられているが。区としては増やしていく方針なのか。
- （事務局）グループホームは不足していると認識している。区として積極的に整備していきたい。
- ・ 国は精神科病床削減の方向性なので精神障害者が地域に出てくる。そういう人たちを社会が

(様式1)

受け入れていく事が必要。

- 区内に精神障害者向けの滞在型グループホームが必要だと思う。通過型はあるが期限がある。最終的には出ていかなければならない。ただ、滞在型は家賃補助がなく運営は厳しい。
- せせらぎの退院促進支援について。退院してくる方は地域生活できるようになって退院してくるわけではない。そのため、しっかりと一人暮らしができるようサポートする支援体制が必要。通過型を経てアパートで一人暮らしができるような支援も必要。

(3) 就労支援部会

第1回(6月17日開催)

今年度の検討テーマについて意見交換を行った。また、中野区の就労支援の現状について事務局より情報提供があった。委員からは、一般就労と就労継続支援B型事業所の併用利用を認めてもらいたいといった意見が出ている。

第2回(7月15日開催)

今年度のスケジュール案の確認を行った。検討テーマのアンケートに基づき、①一般就労に関する事、②福祉的就労における工賃向上に関する事、③研修、合同セミナーの実施等に取り組んでいく事となった。

<意見交換要旨>

- 障害者雇用されている精神障害者が採用時の説明と違う働き方をさせられた事例がある。障害特性を企業側に理解してもらうとともに、合理的配慮の必要性を広報してほしい。
- (就労支援部会長) 就労支援部会では企業向けセミナーを企画している。
- (磯委員) ハローワークでは精神障害者の就労希望者が増えてきている。身体障害者・知的障害者よりも登録者が多い。企業への支援も行っている。
- (星井委員) 特別支援学校の取組として企業向け説明会を行った。3月からチャレンジ雇用で精神障害者を受け入れており、その取組を企業の方に見ていただいた。
- 特別支援学校卒業後に就労される方について。切れ目のない支援をするために、障害者福祉事業団において在学中から支援する取組を行っている。

4 事業者連絡会(開催なし)

5 障害福祉計画等について(事務局)

(1) 障害者計画、障害福祉計画について

資料に基づき「障害者計画」「障害福祉計画」について説明。

障害福祉計画は、平成18年度から3年間で1期として計画期間が定められている。現在、第4期計画の策定に向けて検討している。秋頃に素案作成し、冬には意見交換会、パブリックコメントを実施する。11月の自立支援協議会に素案を報告し意見交換を行う予定。

(2) 中野区障害福祉計画の実績について

事務局より、資料に基づき平成25年度中野区障害福祉計画の実績について説明。

(3) 第4期中野区障害福祉計画に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について

(様式1)

第3期及び第4期の協議会の意見を中野区保健福祉審議会へ提出する。

○第4期協議会における意見（提出にあたり、会長・事務局にて文言調整を行う。）

- 企業での障害者への合理的配慮について広報していく。
- 精神障害者の地域移行に関して、グループホームを含めた社会基盤の整備をしていく。

○会長より

自立支援協議会の組織について、名称変更も含めて検討していく。

備考

次回日程 9月18日（木）13：30～15：30

中野区役所所7階第10会議室